

児童生徒・保護者の皆さんへ

文部科学省から示された臨時休業の実施に関するガイドラインによると、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、臨時休業を検討することとなっており、また、判明した場合であっても、「地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低い」などとされております。これらのことから、本県における感染者の状況等を踏まえ、県立学校における教育活動を再開することとしております。

県教育委員会では、何よりも児童生徒の健康・安全を第一に考え、県立学校の再開に向け、多くの児童生徒等が手を触れる箇所の消毒液使用による清掃や換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底など、万全の感染症対策を講じることとし、各学校の取組についても、児童生徒・保護者の皆さんにしっかり伝えるよう努めて参ります。

また、保護者の方から感染が心配で登校させたくないなどの相談がある場合は、学校長の判断により出席停止とした上で必要な学習支援を行うなど、児童生徒に不利益が生じないよう配慮して参ります。

なお、今後の県内における感染者の発生状況に応じて再度の臨時休業も選択肢の一つとして考えられますが、感染拡大の防止のためには一人一人の予防に向けた行動が大切であると考えておりますので、児童生徒・保護者の皆さんの御理解・御協力をよろしくお願いします。

令和2年4月3日

青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿